

項目名

(2) 地域医療連携計画の見直しについて

■ 現状（概要）

- 地域医療連携計画(以下地域計画)は、県保健医療計画(県計画)の一部として位置づけられ、鹿児島県保健医療計画見直しの翌年に見直しを行ってきたところ。
- 各圏域がそれぞれの郡市医師会等を始め、地域関係者の意見を反映し、地域性を生かした計画を別冊として作成している。
- 国の方針では、地域計画の策定については、都道府県の判断とされている。

※ 鹿児島県保健医療計画(参考P2～3)

- ・ 「鹿児島県保健医療計画」(以下県計画)は、昭和62年5月に策定したもので、医療法に基づき概ね5年ごとに見直しを実施。
- ・ 「第7次県医療計画」(H30.3策定)以降は、医療法の改正により計画期間が6年となり、中間見直しを行うこととされたところ。
- ・ 今年度、県計画策定後、初めての「中間見直し」を実施中。

■ 課題

- 目標設定の有無や計画の管理方法等について統一されておらず、各圏域、それぞれの様式で作成している。
- 各圏域毎の別冊(9圏域+鹿児島市1)編成のため、各項目について比較対照できない。

■ 今後の方向性（県保健医療福祉課方針）

- 第8次県計画(令和6年度～)に地域計画を盛り込み一本化し、計画の進捗管理を県全体(各圏域を含め)で実施する。
- 県計画に盛り込む地域計画については、各圏域の地域課題に特化した見直しとする。
- 第7県計画の中間見直し(R3年度に実施中)に伴う、現行地域計画の中間見直しについては、実施しないこととする。

■ 今後のスケジュール



県保健医療計画の中間見直しの考え方について

R4.1

【概要】

「県保健医療計画」は、昭和62年5月に策定したもので、その後、医療法に基づき概ね5年ごとに見直しを行ってきたところであるが、「第7次保健医療計画」(H30.3策定)以降は、医療法の改正により計画期間が6年となり、併せて中間見直しを行うこととされた。

本来、令和2年度に中間見直しを行うところであったが、本県の新型コロナウイルス感染症の拡大状況や国の事務連絡も踏まえ、令和3年度中に中間見直しを行うこととしたところ。

【見直しの内容】

(1) 5疾病5事業及び在宅医療について設定している数値目標、施策の見直し

- 在宅医療その他必要な事項(5疾病・5事業等)については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合、医療計画を変更することとされている。(医療法第30条6, 医療計画作成指針)
- 5疾病5事業及び在宅医療について、現行計画に基づく取組みの評価を行い、その結果を踏まえて、数値目標や施策の見直しを行う。

※ 5疾病…がん, 脳卒中, 心筋梗塞等の心血管疾患, 糖尿病, 精神疾患

5事業…救急医療, 災害医療, 離島・へき地医療, 周産期医療, 小児医療・小児救急医療

(2) 「5疾病5事業及び在宅医療の医療体制構築に係る現状把握のための指標」の項目の見直し及びデータ更新

- 国の課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の改正(R2.4.13)に伴う見直し

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る内容の追記

- 今回の見直しにおいて追記。「健康危機管理対策の推進」の項目に新たに記載予定)

※ 医療法(R3.5改正)においては、第8次医療計画(次期計画)から記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加。

(4) 地域診断の更新

- 現101項目中データ更新は約60項目(人口動態, 受療率, 医療従事者数等)

(5) その他, 今回見直しが必要と判断する箇所

- 他計画との整合を図る観点や, 現計画策定時からの状況変化を踏まえ, 数値目標や施策などの必要な見直しを行う。

県保健医療計画の中間見直し事項(案)について

項目	主な見直し事項(案)
全般的事項	・統計値等に関して、直近の数値等に更新 ・他計画との整合を図る
第1章 総論	
第1節 計画の策定	・中間見直しの考え方を記載
第3節 地域診断	・統計値の時点更新等
第4章 患者の視点に立った良質な医療の提供体制の整備	
第2節 安全・安心な医療提供体制の整備	・医療機関内での新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策について追記
第5章 安全で質の高い医療の確保	
第3節 疾病別の医療連携体制	
1 がん	・がんゲノム医療に関する理解の促進や普及啓発について追記
2 脳卒中	・統計値等の時点更新に伴う修正
3 心筋梗塞等の心血管疾患	※具体的な施策等は、今年度策定予定の「循環器病対策推進計画」の策定過程で議論し、整合を図る。
4 糖尿病	
5 精神疾患	・労働者の健康づくりやメンタルヘルス対策への支援について追記 ・【数値目標】変更、追加(※)(第6期障害福祉計画(R3.3策定)との整合) ※精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の観点から、数値目標に「退院後の精神障がい者の地域平均生活日数」を追加。
第4節 事業別の医療連携体制	
1 救急医療	・第三次救急医療体制の現状について追記
2 災害医療	・統計値の時点更新に伴う修正
3 離島・へき地医療	・ICTを活用した遠隔医療の促進について追記 ・【数値目標】追加(離島・へき地医療体制を確保するため、「へき地医療拠点病院が実施すべき事業の実施割合」に関する数値目標を追加)
4 周産期医療	・統計値の時点更新に伴う修正
5 小児医療・小児救急医療	・統計値の時点更新に伴う修正
第6章 地域包括ケア体制の整備充実	
第1節 介護サービス等の充実	・統計値の時点更新に伴う修正
第2節 在宅医療・終末期医療の体制整備	
1 在宅医療の体制整備	・在宅医療を取り巻く状況の変化や各種取組の進捗に応じた記載の修正(歯科医療と介護の連携強化、新型コロナウイルス感染症等新興感染症に関する記載の追加) ・【数値目標】変更(第8期高齢者保健福祉計画(R3.3策定)との整合) ・【数値目標】変更(小児の在宅医療体制の充実のため、小児の訪問看護に取り組む訪問看護ステーションの割合に係る数値目標を見直す)
2 終末期医療の体制整備	・ACP(アドバンス・ケア・プランニング)に係る取組(※)の促進について追記(第8期高齢者保健福祉計画(R3.3策定)との整合) ※ACPに係る知識・技術向上に向けた取組、県民への普及啓発の促進
第3節 医療と介護の連携	
1 医療と介護の連携体制の構築	・統計値の時点更新に伴う修正
2 地域リハビリテーション支援体制の整備	・統計値の時点更新に伴う修正
第4節 高齢者の支援	
2 認知症高齢者等の支援	・第8期高齢者保健福祉計画及び認知症施策推進大綱との整合を図る。
第8章 健康危機管理体制等の整備	
第1節 健康危機管理対策の推進	・新型コロナウイルス感染症への対応に関する記載の追加
第10章 計画の推進方策	
第2節 数値目標の設定	・5疾病5事業及び在宅医療等に係る数値目標の見直し
第3節 計画の推進体制と役割	・県地域医療対策協議会の役割の記載変更
資料	
1 鹿児島県保健医療計画の策定経緯	・時点修正
2 県医療審議会	・名簿等の更新
3 保健医療計画策定委員会	・当委員会の位置付けの変更、委員名簿の更新等
4 5疾病5事業及び在宅医療の医療体制構築に係る現状把握のための指標	・国通知等に基づく指標の見直し